

	内 容	関係法令の規定
職務上の義務	服務の宣誓	地公法第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	地公法第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 *職務命令は、上司から部下の職員に対して発する命令で、職員の職務の遂行についての命令の他、職務の遂行に関連して必要な身分上の命令を含む。
	職務に専念する義務	地公法第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
身分上の義務	信用失墜行為の禁止	地公法第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	地公法第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 *「秘密」とは、一般に了知されていない事実であつて、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものである。
	政治的行為の制限	地公法第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。 教特法第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。 国公法第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。 *教職員も国民の一人として思想の自由、表現の自由は保障されている。しかし、公立学校の教育公務員については、その職務と責任の特殊性にかんがみ、地方公務員法によらず、国家公務員法及び同法に基づく人事院規則により、強い規制が加えられている。
	争議行為等の禁止	地公法第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。
	営利企業への従事等の制限	地公法第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。